

## メンタルヘルスケアの方針について

近年、仕事や職業生活に関して強い不安、悩み又はストレスを感じている労働者が5割を超えると言われており、心の病が原因で精神障害を発病し、労災認定される労働者が、平成18年度以降も増加傾向にあり、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することが益々重要な課題となっております。

厚生労働省から、労働安全衛生法第70条の2第1項の規定に基づく「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成18年3月31日公示）が示された以降においての、こうした背景を踏まえ、平成26年6月25日に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成26年法律第82号）においては、心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」といいます。）及びその結果に基づく面接指導の実施等を内容としたストレスチェック制度（労働安全衛生法第66条の10に係る事業場における一連の取組全体を指します）が新たに創設されたところです。

今般、当社では“メンタルヘルスケアの方針”を明確に定め、計画的かつ体系的にメンタルヘルスケアに取り組んでいくことと致します。

## メンタルヘルスケアの方針

従業員の心の健康への対策は、従業員とその家族の幸福な生活のために、また事業場の生産性及び活気のある職場づくりのために重要な課題であることを認識し、メンタルヘルス不調への対応だけでなく、職場でのコミュニケーションの活性化などを含めた広い意味での心の健康づくりに取り組むことが重要となっております。

こうした視点に立って、当社ではメンタルヘルスケアの方針を次のように定めます。

1. 従業員が働きやすい職場づくりを推進し、ストレスに関する健康影響リスクを低減することが、会社の発展と従業員の福利に不可欠であると考え、ストレスへの気付きを目的としたストレスチェックを実施します。
2. 従業員のヘルスケアと管理監督者を含むラインによるケアを総合的に展開します。
3. 本プログラムで得られた従業員の情報は、プライバシーに十分に配慮して適切に扱います。

管理監督者はもとより全ての従業員が、メンタルヘルスの重要性和この方針ならびに「心の健康づくり」の目的を十分に認識していただき、有効かつ適切な対応をとられますよう、切にお願い致します。

以 上

平成 29 年 7 月 24 日

恒和情報技研株式会社

代表取締役社長 及川 等